

○旅館業法(昭和二十三年七月十二日法律第百三十八号) (抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

- 2 この法律で「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。
- 3 この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。
- 4 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。
- 5 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。
- 6 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

(営業の許可)

第三条 旅館業を経営しようとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第九条の二を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならぬ。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を経営しようとする場合は、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。
 - 一 この法律又はこの法律に基く処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者
 - 二 第八条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過していない者
 - 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの
- 3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。)の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるお

それがあると認めるときも、前項と同様とする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除くものとし、以下単に「学校」という。)
- 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(以下単に「児童福祉施設」という。)
- 三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二条に規定する社会教育に関する施設
その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県の条例で定めるもの
- 4 都道府県知事は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校については、当該学校が大学附置の国立学校(学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。)であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会、高等専門学校以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。
- 5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

○旅館業法施行令(昭和三十二年六月二十一日政令第百五十二号)(抜粋)

(構造設備の基準)

- 第一条 旅館業法(以下「法」という。)第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 客室の数は、十室以上であること。
 - 二 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。
 - イ 一客室の床面積は、九平方メートル以上であること。
 - ロ 寝具は、洋式のものであること。
 - ハ 出入口及び窓は、かぎをかけることができるものであること。
 - ニ 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。
 - 三 和式の構造設備による客室は、第二項第二号に該当するものであること。
 - 四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。

- 五 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 六 宿泊者の需要を満たすことができる適當な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。
 - 七 宿泊者の需要を満たすことができる適當な規模の洗面設備を有すること。
 - 八 当該施設の規模に応じた適當な暖房の設備があること。
 - 九 便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共同用のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること。
 - 十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設(以下「学校等」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。)の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことをさえぎることができる設備を有すること。
 - 十一 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 客室の数は、五室以上であること。
 - 二 和式の構造設備による客室の床面積は、それぞれ七平方メートル以上であること。
 - 三 洋式の構造設備による客室は、前項第二号に該当するものであること。
 - 四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
 - 五 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 六 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適當な規模の入浴設備を有すること。
 - 七 宿泊者の需要を満たすことができる適當な規模の洗面設備を有すること。
 - 八 適當な数の便所を有すること。
- 九 当該施設の設置場所が学校等の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことをさえぎることができる設備を有すること。
- 十 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 3 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 客室の延床面積は、三十三平方メートル以上であること。
 - 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。
 - 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - 五 宿泊者の需要を満たすことができる適當な規模の洗面設備を有すること。
 - 六 適當な数の便所を有すること。

- 七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 4 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - 三 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 四 適当な数の便所を有すること。
 - 五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

(構造設備の基準の特例)

第二条 ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項から第三項までに定める基準に関する、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

○旅館業法施行規則(昭和二十三年七月二十四日厚生省令第二十八号) (抜粋)

(構造設備の基準の特例)

第五条 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。)第二条に規定する施設は、次のとおりとする。

- 一 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- 二 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
- 三 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- 四 農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設

2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

前項第一号から第三号までに掲げる施設	令第一条第一項第一号、第二号イ、第三号及び第四号、第二項第一号、第二号、第三号(床面積に関する部分に限る。)及び第四号並びに第三項第一号の基準
前項第四号に掲げる施設	令第一条第三項第一号の基準

3 (略)

○農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律
(平成6年法律第46号)

(定義)

第2条

5 この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

○農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則
(平成7年3月30日農林水産省令第23号)

(農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務)

第2条

法第2条第5項の農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務は、次に掲げる役務とする。

一 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務

- イ 農作業の体験の指導
- ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 農用地その他の農業資源の案内
- ホ 農作業体験施設等を利用する役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

二 山村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して山村に

滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

- イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
- ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 森林の案内
- ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用する役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

三 漁村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろうの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

- イ 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
- ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 漁場の案内
- ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用する役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

